

森林整備業務入札参加技術要件事務取扱要領

森林整備業務入札参加技術要件事務取扱要領を、次のように定める。

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定に基づき、県が発注する森林法(昭和26年法律第249号)第41条第3項に規定する保安施設事業のうち、地ごしらえ、植栽、除伐、本数調整伐、下刈等及びこれらに付帯する軽易な業務(以下「森林整備業務」という。)における競争入札に参加しようとする者の技術要件(以下「技術要件」という。)の確認に必要な事項を定めるものである。

(技術要件)

第2条 森林整備業務の入札参加者は、森林整備業務取扱要綱第7条(技術要件)に規定する技術職員及び作業職員の要件を満たす者でなければならない。

(技術要件の確認等)

第3条 森林整備業務の入札に参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)の技術要件については、別途定められた様式により入札参加希望者が提出するものとし、内容の確認は、広島県契約規則第2条第1項に定める契約担当職員が行うものとする。

2 技術要件の確認に必要な書類の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

(技術要件確認書類)

第4条 森林整備業務の入札参加希望者は、一般競争入札事務処理要領第9項第1号に規定する入札参加資格確認申請書に次の各号に掲げる書類(以下「添付書類」という。)を添えて提出するものとする。ただし、森林整備業務入札参加技術要件事前審査要領第3条の規定により、農林水産局森林保全課で実施する事前審査において、技術要件事前審査合格証の交付を受けた者に関しては、合格証の写しの提出をもって添付書類に代えることができる。

(1) 作業職員に関すること

作業(技術)職員名簿(様式第1号)

(2) 森林整備業務取扱要綱第7条(技術職員)に規定する実務経験を有する者に該当する技術職員に関すること

実務経験証明書(様式第2号)

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、森林整備業務の入札参加技術要件の確認に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

この要領は、平成２０年４月１日から改正する。

この要領は、平成２１年４月１日から改正する。

この要領は、平成２１年７月１日から改正する。

この要領は、平成２３年４月１日から改正する。

この要領は、平成２４年４月１日から改正する。

この要領は、令和３年４月１日から改正する。

この要領は、令和７年６月１日から改正する。

この要領は、令和７年９月１日から改正する。